

① 就労の確保

主な取組と成果 協力雇用主の雇い入れ拡大のための支援等の実施
→ **出所者等を雇用する協力雇用主数が1,556社 (R1.10.1現在)** となり、政府目標 (1,500社以上) を達成

主な課題と対応策 就職後の確実な職場定着が課題
→ 更生保護就労支援事業において「**職場定着支援**」業務等の実施、**コレワークを全国2か所から8か所に拡大**

② 住居の確保

主な取組と成果 更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進等を実施
→ **帰るべき場所がない刑務所出所者の数が3,628人 (H30)** となり、政府目標 (4,450人以下) を達成

主な課題と対応策 満期釈放者に対する住居の確保が課題
→ **更生保護施設退所者へのフォローアップの充実**、**居住支援法人と連携した新たな支援の在り方**を検討

③ 高齢・障害のある者への支援

主な取組と成果 起訴猶予者等に対する入口支援、刑事施設等における福祉的支援、福祉的支援を必要とする刑務所出所者等に対する特別調整を実施
→ 刑事司法手続のあらゆる段階において、**高齢・障害のある者に対するシームレスな支援を展開**

主な課題と対応策 より効果的な入口支援の実施、特別調整にのらない者への支援が課題
→ **福祉的支援に係る職員の能力向上**、**収容早期から福祉的支援ニーズの把握**

④ 薬物依存を有する者への支援

主な取組と成果 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施
→ **2年以内再入率 (覚せい剤取締法違反) の低下 (H28出所者: 18.7%→H29出所者: 17.3%)**

主な課題と対応策 より効果的な専門的指導プログラム等を実施することが課題
→ **女子依存症回復支援モデル事業対象者の収容開始**、**効果検証の実施**

⑤ 満期釈放者対策

主な取組と成果 生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用等を実施
→ **2年以内再入率 (満期釈放者) の低下 (H24出所者: 27.3%→H29出所者: 25.4%)**

主な課題と対応策 満期釈放者の2年以内再入率を更に低下させることが課題
→ 「再犯防止推進計画加速化プラン」も踏まえた、**現在の取組を更に充実させるための体制整備等**

⑥ 民間協力者の活動促進

主な取組と成果 更生保護サポートセンターの設置の推進等を実施
→ **全保護司会 (886か所) に更生保護サポートセンターの設置等**を実施

主な課題と対応策 保護司の適任者確保や活動支援強化が課題
→ **地方公共団体や業界団体等への働き掛け強化**、**個々の保護司に対する組織的な支援等の充実**

⑦ 地方公共団体との連携強化

主な取組と成果 地域再犯防止推進モデル事業等の実施
→ モデル事業の実施による**地方公共団体と連携した取組の好事例の蓄積**
→ **地方再犯防止推進計画について、22の地方公共団体が策定 (R1.10.1現在)**

主な課題と対応策 地方公共団体と連携した効果的な取組を継続できるかが課題
→ モデル事業終了後の**地方公共団体における取組の支援策を検討**
地方計画の策定のより一層の促進が課題
→ 統計等の**必要な情報の提供**、**技術的助言等の実施**

①就労の確保

主な取組

- 協力雇用主の雇い入れ拡大のための支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する社会的評価を向上させ、なり手の確保を推進
- コレワーク及び更生保護就労支援事業所による協力雇用主等に対する支援の充実
- 福祉的支援が必要な者の就労確保の推進

現状

- 平成30年度に協力雇用主に対するアンケート調査を実施
 - ・雇用経験のある雇用主のおよそ5割が雇用しても半年以内に辞めてしまうと回答
- 調査結果を踏まえ、**保護観察官等の積極的な働き掛けやフォローアップ支援を徹底**
- 経済団体との連携
- 平成30年度に**法務大臣が経済三団体のトップに協力雇用主の活動に対する協力を依頼**をしたことを踏まえ、地方レベルでも就労支援策の広報・協力雇用主の確保が促進
(協力雇用主数：20,704社（平成30年4月1日現在）
→22,472社（平成31年4月1日現在）)
- コレワークによる支援等の実施
 - 平成28年11月の稼働開始から、令和元年12月末までに企業等から**延べ3,572件の相談を受け付け、628件の就労内定**
 - 出所者等の雇用に関心を持つ事業主に向けたセミナー、矯正施設スタディツアー、広報活動等の実施
- 農福連携ビジョン
 - 同ビジョンに「**犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組の推進**」を盛り込む

成果

- 実際に雇用する協力雇用主・被雇用者の増加（平成30年4月1日現在：887社・1,465人→令和元年10月1日現在：1,556社・2,231人）
- 矯正施設在所中の就労内定件数の増加（平成28年度：576件→平成30年度：1,264件）
- 農福連携を活用した刑務所出所者等の雇用に係る連携体制づくり

課題と対応策

- 就職後の確実な職場定着の実現
 - 令和2年度から、**更生保護就労支援事業**で出所者等及び雇用主双方に対する**マンツーマンによる「職場定着支援」業務**を実施予定
 - 令和2年度、**コレワークを全国2か所から8か所に拡大**することにより、協力雇用主等に対して、**よりきめ細やかな支援及び広報活動**を実施予定

②住居の確保

主な取組

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進
- 高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇の実施
- 更生保護施設退所後も自立更生のための継続的な支援を実施

現状

① 更生保護施設

- 帰るべき場所がない刑務所出所者等に宿泊場所や食事を提供し、専門の職員によって自立に向けた生活指導や職業補導等を行う施設（民間の法人が運営）
- 全国に**103施設**（定員は**2,392人**（R1.6.1現在））

行き場のない刑務所出所者等を年間約8,000人保護

高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇の実施

- ★福祉スタッフ（全国71施設）及び薬物処遇専門スタッフ（全国25施設）を配置

地域で生活している者の自立更生のため、継続的な支援を実施（施設退所後のフォローアップ）

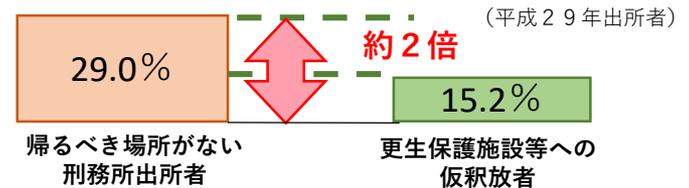
② 自立準備ホーム

- 帰るべき場所のない刑務所出所者等が多数に上る中、更生保護施設以外の多様な住居を確保

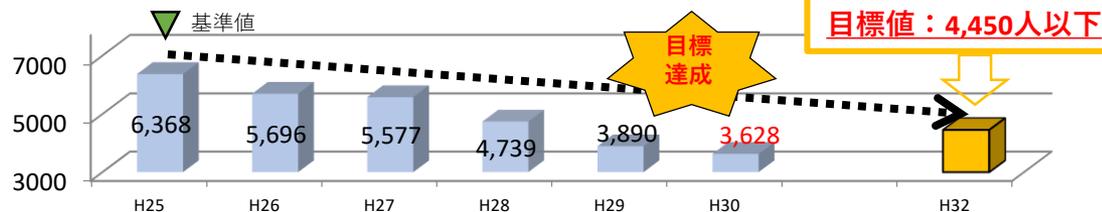
★ 緊急的住居確保・自立支援対策（平成23年度～）

- ・あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人などの宿泊場所・食事を提供（全国**411事業者**（H31.4.1現在））

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率



成果



【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がない刑務所出所者の数を3割以上減少させる

課題と対応策

- 更生保護施設に求められる役割が多様かつ高度に
 - 更生保護事業の在り方について有識者や事業者と検討
- 満期釈放者に対する“息の長い”支援の必要性
 - 更生保護施設退所者に対する**フォローアップの充実強化**
 - **居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討**

③高年齢・障害のある者への支援

主な取組

- 矯正処遇を経ない起訴猶予者等への入口支援
- 刑事施設・少年院内における福祉的支援
- 福祉的支援を必要とする刑務所出所者等に対する特別調整

現状

入口支援

- **8** の地方検察庁に社会福祉士を配置し、検察官に福祉的助言を実施
- **22** の保護観察所に、福祉的支援を実施する特別支援ユニットを設置

矯正施設における支援

- 刑事施設で高年齢・障害者に対する **社会復帰支援指導プログラム** を実施
- **87** の矯正施設に社会福祉士を配置し、被収容者に福祉的支援を実施

特別調整

- 特別調整終結人員：**698**人（H30年度）
→ 出所出院までに受入先を確保した数：**451**人
- 出所出院までに受入れ先を確保できなかった者のうち、出所後も継続して調整し、受入先を確保した数：**109**人

成果

- 矯正施設における処遇を経ない者・矯正施設収容中・矯正施設釈放後のいずれの段階においても、**シームレスに高年齢・障害のある者の支援を展開**

課題と対応策

- 対象者の特性に応じた、より効果的な入口支援の実施
→ **社会復帰支援の実施体制の充実強化、福祉的支援に係る職員の能力向上、更生保護施設等の一時的な受入れ先の確保**
- 受刑者等が福祉的支援の必要性を自覚せず調整にのらない場合がある
→ **収容早期からの福祉的支援ニーズの把握**
(矯正施設職員・保護観察官による働き掛けの強化)

④薬物依存を有する者への支援

主な取組

- 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施
- 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会の開催
- 「依存症」をテーマとする再犯防止シンポジウムの開催

現状

効果的な指導等の実施

- 施設内から社会内への一貫した専門的指導プログラム
 - ・ 刑事施設における薬物依存離脱指導 : 9,728人 (H30年度)
 - ・ 少年院における薬物非行防止指導 : 192人 (H30年)
 - ・ 保護観察所における薬物再乱用防止プログラム : 3,121人 (H30年)
 - ・ 札幌刑務支所における女子依存症回復支援モデル事業
- 保護観察終了後を見据え、医療機関等による治療・支援等に保護観察所対象者をつなげる取組

検討会の開催

- 検討会及び実務者会議を定期的に行う

再犯防止シンポジウム

- 統一テーマ
「依存の問題を抱える犯罪をした者等への支援の在り方」
- 全国9箇所で開催
- 参加者数
約4,800人

成果

- 罪名別2年以内再入率（覚せい剤取締法違反）の低下
H28年 18.7% → H29年 17.3%
- 医療機関等による治療・支援を受けた保護観察対象者の増加
H28年度 333人 (4.4%) → H30年度 527人 (6.8%)
- 国民の再犯防止・薬物依存からの回復支援に対する関心の高まり
薬物依存からの回復の支援へ協力したいと思うか？ → 肯定的な回答が6割強 (例：中国ブロック)

課題と対応策

- 専門的指導プログラム・モデル事業の実施及び効果の検証
 - **女子依存症回復支援モデル事業対象者の収容開始**
 - **必要な統計データ等を収集した上で効果検証を実施**
- 薬物事犯者の再犯防止対策の取りまとめ
 - 検討会における議論を踏まえ、**R2年度末までに中間的取りまとめを実施予定**

⑤満期釈放者対策

主な取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

現状

出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用

- 保護観察官による生活環境の調整のための調査面接の積極的な実施
 - 受刑後早期からのアセスメントに基づいた適切な指導・帰住地調整・就労支援等による仮釈放の適切かつ積極的な運用
 - 特別調整を始めとした高齢又は障害のある矯正施設入所者に係る福祉サービス等の確保のための関係機関の連携
- ▶ **仮釈放率の向上**
55.2% (H25) → **58.5%** (H30)
- ▶ **満期釈放者の帰住先の状況の改善**
適当な帰住先のない満期釈放者数
6,368人 (H25) → **3,666人**※ (H30)

※刑の一部執行猶予の実刑部分終了者を含む。

満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

- 帰るべき場所がない刑務所出所者等に宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導等を行うため、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れを促進
- ▶ **行き場のない刑務所出所者等を年間約9,000～10,000人保護**
- ▶ **高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇の実施**
福祉スタッフ（全国71施設）及び薬物処遇専門スタッフ（全国25施設）を配置
- ▶ **地域で生活している者の自立更生のため、継続的な支援を実施（施設退所後のフォローアップ）**

成果

満期釈放者の2年以内再入率 **27.3%** (H24出所者)

→ **25.4%** (H29出所者) に改善

課題と対応策

満期釈放者の2年以内再入率は仮釈放者の2倍以上

(平成29年出所者 満期釈放：25.4%，仮釈放：10.7%)

→ **現在の取組をさらに推進・加速化させるための施策・体制の整備**

(参考) 再犯防止推進計画加速化プラン (令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定)

成果目標：**令和4年までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる。**

(基準値2,726人 (平成25～29年の平均) → 2,000人以下)

⑥民間協力者の活動促進

主な取組

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護団体による民間資金調達の活用の促進

現状

更生保護サポートセンターの 設置数の推移



- 保護司の減少傾向が続いている
状況 (H23.1.1 48,664人→R2.1.1 46,763人)

更生保護団体による クラウドファンディングの実践

【更生保護施設】

- ・愛媛県更生保護会
- ・紫翠苑

【更生保護協会】

- ・沖縄県更生保護協会

【更生保護女性会】

- ・京都府更生保護女性連盟

【BBS会】

- ・和歌山県BBS連盟
- ・SGU江別BBS会
- ・阿倍野BBS会
- ・八王子BBS会

- 8団体が実践し、活動資金の調達と新たな支援者の獲得に成功

成果

- 更生保護サポートセンターの全保護司会（886か所）設置や、更生保護団体によるクラウドファンディングの実践支援により、**保護司を始めた民間協力者の活動基盤を強化**

課題と 対応策

- 保護司の適任者確保の一層の促進と、保護司の活動支援強化が必要。
→ **地方公共団体や業界団体等への働き掛け強化**、更生保護サポートセンターを拠点とした**個々の保護司に対する組織的な支援を充実**
- より多くの更生保護団体が民間資金から調達できるよう支援が必要。
→ クラウドファンディングの**マニュアル作成・配布**、更生保護団体の活動をPRする**動画の作成**や**LINEスタンプの配布**を通じた広報を実施



⑦地方公共団体との連携強化

主な取組

- 地域再犯防止推進モデル事業の実施
- 都道府県の担当者，市町村の首長等を集めた会議の開催
- 地方再犯防止推進計画の策定マニュアルの作成

現状

地域再犯防止推進モデル事業

- 36の地方公共団体において実施
北海道，旭川市，岩手県，盛岡市，宮城県，秋田県，山形県，茨城県，牛久市，栃木県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県，愛知県，名古屋市，滋賀県，京都府，京都市，大阪府，兵庫県，明石市，奈良県，鳥取県，島根県，広島県，山口県，香川県，愛媛県，福岡県，北九州市，熊本県，熊本市，長崎県，奄美市
- 起訴猶予者や満期釈放者等の刑事司法手続を離れた者への支援の取組等を実施
- 事業期間は令和2年度まで

地方再犯防止推進計画策定団体数

(R1. 10. 1現在)

- 都道府県：17団体
群馬県，東京都，神奈川県，長野県，福井県，岐阜県，滋賀県，京都府，兵庫県，鳥取県，岡山県，山口県，高知県，福岡県，佐賀県，大分県，鹿児島県
- 市区町村：5団体
東京都千代田区，石川県小松市，三重県四日市市，大阪府豊中市，福岡県春日市

成果

- これまで刑事司法関係機関のみでは対応が困難だった「刑事司法手続を離れた者」への支援など，モデル事業を通じた**地方公共団体と連携した取組の好事例の蓄積**

課題と対応策

- モデル事業終了後も地方公共団体と連携した取組を継続できるか。
→ 事業終了後の**地方公共団体における取組の支援策を検討**
- より多くの地方公共団体に地方計画を策定していただく必要がある。
→ 統計等の**必要な情報の提供，技術的助言等を実施**